

## 令和4年2月 勝山市定例農業委員会

1.開催日時 令和4年2月25日(金) 午後1時30分

2.開催場所 勝山市役所 第2・3会議室

3.出席委員 農業委員9名(欠席3名)

会長	1番	松村 勘兵衛
会長職務代理	2番	辻 尊志
農業委員	4番	須見 則雄
	5番	山口 拓雄
	6番	山内 百合子
	7番	高野 忍
	8番	牧野 昌久
	9番	吉田 武博
	12番	酒井 清泰

4.審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第 64 号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第 65 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第 66 号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権の設定)	可決
議案第 67 号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業による賃借権の設定)	可決
議案第 68 号	農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について(農地中間管理事業による賃借権の設定)	可決
議案第 69 号	勝山農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について	可決
議案第 70 号	現況証明願いについて	可決
議案第 71 号	農作業標準料金について	可決
議案第 72 号	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定による承認について	可決

(報告事項)・農地法第3条の3第1項の規定による届出について

・農地法第18条第6項の規定による通知について

5.農業委員会事務局 事務局長 山本 典男 係長 多田 喜代彦  
 係長 川村 聖市 書記 土井 仁美

## 6.会議の概要

事務局長	ただいまから、令和4年2月定例農業委員会を開催いたします。 また、北山委員、滝本委員、田中委員は欠席の旨、お聞きしております。 それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
松村会長	(会長あいさつ) 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。 また、「新型コロナウイルス感染防止対策下の会議等の開催について」に基づき、会議を開催いたします。 委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、遅くとも午後2時30分には終了していただく予定をしております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。 では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。
議長(松村会長)	これより本日の会議に入ります。 事務局より2月分の経過報告を申し上げます。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、本日の議事録署名委員を4番 須見 則雄 委員、5番 山口 拓雄 委員の両名にお願いします。 これより議事に入ります。
議長(松村会長)	日程第1 議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた吉田委員から報告を願います。
吉田委員	この件につきまして、現地確認を3人の農業委員で行いました。今ほど事務局から説明がありました通り、なんら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長(松村会長)	ありがとうございました。報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第64号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第64号 は、原案どおり承認することに決しました。 続きまして、日程第2 議案第65号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)

議長(松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 吉田委員より報告をお願いいたします。
吉田委員	現地を確認した結果ですが、一部雪があり、見えないところもありました。片方がまだ田んぼということだったのですが、田んぼの水の排水口についても、実際ある道路の下に移設して、排水路についてもできるということでありましたので、許可相当と思います。
議長(松村会長)	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第65号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。
委員	異議無し
議長(松村会長)	それでは、議案第65号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。 続きまして、日程第3 議案第66号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(貸借権の設定)について、を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第66号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第66号については、承認することに決しました。 続きまして、日程第4 議案第67号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による貸借権の設定)及び、日程第5 議案第68号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取についてを議題とします。これらは関連がありますので一括して行います。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 ではまず、議案第67号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第67号については、承認することに決しました。 続いて、議案第68号について採決いたします。 議案第68号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。

委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第68号については「適当である」旨の意見を付することに決しました。続きまして、日程第6 議案第69号 勝山市農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取についてを議題とします。事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
牧野委員	前に(農業委員が非農地判断をして)決めたということですが、農用地から外すという理由は何だったのでしょうか。以前の委員会で、この農地は農地からはずすという判断をしているということだと思うのですが、資料を見ていると、すべて農用地の中なので、一番最初の農用地の決め方自体がおかしいのではないのでしょうか。私は初めての案件になるので、外す理由を教えてください。
事務局	おっしゃる通り、非農地判断を行うには、農業委員が現場確認を行う訳ですが、その際に、その土地が農用地かどうかの確認は行っておりません。あくまでも現地へ行き、現況を見て、現況が山林化しているなど、今後農地として復元できる見込みはないという判断をしていたものを非農地としております。今回は非農地判断を行った土地の中で農用地の範囲内にあるものを外すということです。
議長(松村会長)	地主にも確認していますよね。
事務局	はい。地主の方にも非農地としてよいかの確認をとって、その上で非農地通知を送らせていただいております。
牧野委員	私たちの地区でも、昔は田んぼであったところに、杉を植林しているところがありますが、そういう場所だと考えればいいのですか。昔は米は増産ということで、山際まで耕作していましたが、そういうところを今見直しているということですか。意味が違いますか。
議長(松村会長)	登記上、何になっているかということです。もともと山のところを削って田んぼをしても、登記地目が山林であれば、(その後、山林化しても)非農地通知には上がってきません。
牧野委員	そうなのですが、そうすると一番最初に農用地と決めたというのがなぜなのでしょう。まあ、今回は荒れてしまった農地を外していくということですね。
事務局	そうです。
高野委員	議案に浄土寺の農地が1筆ありますが、似たような農地が隣地にもあります。すでに除外がされているから上がってこないというので良いのでしょうか。
事務局	非農地判断をいただいている農地は、もっとたくさんありますが、今回、上げさせていただいている農地は所有者が分かっている農地だけとなっています。付近に同じような条件の農地があっても、今回のリストに上がっていないのは、所有者を見つけれず、非農地通知を送ることができなかった土地ということもあります。
高野委員	所有者が分かっているところも何筆かあるように思います。私の畑も隣にありますので、分かるのですが、なぜこの人だけ非農地判断されているのかなど。その理由として、そちらはすでに除外されているということであれば、分かるのですが、この資料を見る限り、その1筆だけなので、すでに除外されているということでしょうか。
事務局	高野委員のおっしゃっている土地は浄土寺〇字〇、〇、〇の辺りでよろしいですか。

高野委員	地番までは、資料からわかりませんが、この周辺です。私の農地もあるし、少し離れたところに似たような農地も何筆かあります。所有者も分かっているところですが、事前に通知ありません。なぜこのみ上がったのか。外すのであれば、全て外してしまえばいいのではないのでしょうか。そうでないと、また次のときに、この部分だけなぜに残したのかという疑問がでてくるのではと思います。
事務局	そうですね、またこのあたりについては調べさせていただいて、どうして今回上がってこなかったのかについては、次回の農業委員会でお伝えさせていただきます。
牧野委員	こういうのは結果論であって、やむを得ない部分があると思いますが、みなさん（土地所有者）、こういう風に（農用地から除外が）できると知らないのではないのでしょうか。私もこのことについては、今初めて知りました。周知をするとまだまだそういったところはあるのではないのでしょうか。完全に農地でなくなった土地については農用地から外せるということを知りなければいけないのではないかと私は思います。
高野委員	そういったところは農用地からだいたい外れているのではないのでしょうか。白地になっているところがほとんどだとは思いますが。
牧野委員	他にもあるのではないのでしょうか。あまりないのかもしれませんが、農用地から外せるということを知らない人が多いのではないかと私は思います。
事務局	土地の所有者からの申請の場合は現況証明の申請をしていただきます。非農地通知というのは、農業委員さんが毎年夏ごろに農地パトロールを行っていただいて、非農地であると判明したところにつきまして、通知を行うものです。土地の所有者からご希望があった場合は原則、現況証明としています。もし農業委員さんが土地所有者からそういった相談を受けていたら、農地パトロールの時に農業委員・推進委員3名で現地確認を行い、非農地通知を行うこともできます。
酒井委員	この地図では詳しく分からないのですが、北谷の杉山、29～31ページまでの場所ですが、これは、その集落へ行くまでの土地か、集落の中の土地のことを言っているのか。というのは、どちらもなのですが、土地改良をしたのではないかと思います。土地改良をしたところでも、農用地から外すことはできるのでしょうか。
事務局	場所ですが、杉山の恐竜発掘現場へ向かう二又に分かれている道を降りまして、200m程進み、右へ下ったところになります。
酒井委員	川の方へ降りていくところですか。
事務局	そうです。2、3年前は一部で花木を耕作していました。東山につきましては、県道沿いで杉山へ行くガードレールがあった場所から下へ降りた、別荘があるところから川の方へ降りていくところになります。
酒井委員	これは土地改良をしたところですか。
事務局	はい。おっしゃる通り、土地改良を行っているところになります。しかし実施後8年以上経過しておりますし、土地改良区には農用地から外すという通知を行っております。
酒井委員	土地改良にかかった費用などは、済んでいるのですか。

事務局	土地改良区に通知を出した結果ですが、問題ないというご回答はいただいています。
議長(松村会長)	8年経過すれば、補助金の返還はありません。農地から外すと負担金も不要となってくるわけです。
高野委員	あそこは土地改良を行いました、全部荒れてしまいました。田んぼを作っているところもほぼないでしょう。
議長(松村会長)	そうですね。今回の議案が通れば、土地改良組合の一般経費もいらなくなるということになります。それまでは請求書が来ますから、費用はかかってくると思います。
酒井委員	土地改良しても8年経過しているので、問題ないということですね。
議長(松村会長)	そうなります。今回、補助金の返還にも問題はあります。8年以内に農地転用などを行うと、補助金はすべて返還となります。国に対してです。
酒井委員	分かりました。
山内委員	この件について、お聞きしたいのですが、大渡にも1箇所、そのように荒れてきている土地があります。何度か相談は受けたのですが、同じように農用地から外すことはできるのですか。
議長(松村会長)	現場を見ないことには一概には言えないですね。
山内委員	荒れてはいます。相談されているのですが、みなさんこれはどうもならんと言われてしまっています。
議長(松村会長)	その田んぼの周辺環境等もあります。回りも田んぼに囲まれているとか、山際の田んぼで農用地から外してもさほど影響がないとか、そういった違いがあるので、一概には言えませんよね。
山内委員	事務局へ相談しに行ってもいいのでしょうか。
議長(松村会長)	一度、事務局に相談してみてもどうでしょうか。
事務局	後ほど、個別に場所等教えていただければ、お調べさせていただきます。現地確認も行い、その他の条件等もなければ、本人からの現況証明もしくは来年度の農地パトロールにて非農地通知をださせていただくということによろしいでしょうか。
山内委員	はい。
議長(松村会長)	その他ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第69号については「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。
委員	異議無し
議長(松村会長)	それでは、議案第69号については「適当である」旨の意見を付することに決しました。 続きまして、日程第7 議案第70号 現況証明願いについてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。 ①②③については牧野委員より報告をお願いいたします。

牧野委員	<p>①についてですが、写真をみていただくと家があると思いますが、自分の家の庭でございますし、50年以上経過しているということで、問題ありません。</p> <p>②についても、写真で見ますと、建物の下やコンクリとなっておりますので、これも問題ないと思います。</p> <p>それから、③についても写真のとおり、駐車場のようになっておりまして、舗装もされておまして、問題ないと思います。以上です。</p>
議長(松村会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>④については吉田委員より報告をお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>④の申請についてですけれども、議案に記載してありますが、1筆は駐車場にすでになっております。残りの2筆についても、農地として利用できる土地では全くありませんし、工場の一部として使用されています。問題はないと思います。</p>
議長(松村会長)	<p>報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>ないようですので、これより、採決いたします。</p> <p>議案第70号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長(松村会長)	<p>それでは、議案第70号については、原案どおり承認することに決しました。</p> <p>続きまして、日程第8 議案第71号 農作業標準料金についてを議案とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(説明)</p>
議長(松村会長)	<p>説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。</p> <p>ご意見ご質問はありませんか。</p>
吉田委員	<p>畔草刈り作業といのは、平米当たりなど基準があるのですか。</p>
事務局	<p>基準は時間給です。1時間当たり300㎡を想定しています。ですので、かなり広がっています。</p>
議長(松村会長)	<p>1時間で300㎡の草刈りが可能かという話にはなりました。</p>
事務局	<p>平らなところで、300㎡、1時間を想定としていますが、基準は時間給としています。</p>
吉田委員	<p>広さは出さないということですか。</p>
議長(松村会長)	<p>そうです。広さは出していないので、そこは気にしなくてもいいと思います。</p>
牧野委員	<p>これはすべて時間給が書いてあるのですか。耕起の7,480円などもそうなのですか。</p>
議長(松村会長)	<p>いえ、これは10アールです。</p>
牧野委員	<p>時間給は草刈りだけですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>

牧野委員	この料金を設定するのに根拠はあるのですか。市内の状況を調べて出したのか、また、これは自分の法人がする場合の金額ですか。だれかに頼む時の金額ですか。
議長(松村会長)	これは、自分が委託を受けた場合の金額です。
牧野委員	では、この金額の計算根拠はあるのですか。
議長(松村会長)	ここには計算はでておりませんが、細かく計算方法は決まっております。機械の値段や減価償却、固定費など、細かく計算されています。そういった数値は県から出ているのですが、農作業標準設定委員会において勝山市の現状に合うように数値を調整しました。しかし、だいたい県の資料と同様にしました。
高野委員	田んぼでトラクターにモアを付けて草刈りするものがありますよね。農業公社などで借りると、半日5千円とかお金がかかりますが貸してはもらえます。現在、休耕が多くなってきて、今後、モアは需要がでてくるのではないのでしょうか。モアの標準的な単価を検討するといいいのではないのでしょうか。
議長(松村会長)	モアについては、福井県ではどこも設定していませんね。
事務局	県のほうもまだモアについては、単価が出ておりませんので、現段階では述べることができないです。
須見委員	燃料の高騰ということですが、この単価の基準はいくらで計算しているのですか。
事務局	試算に使った燃料単価ですが、市の直近の3か月(11月～1月)の平均としております。ガソリンは153円、軽油は145円、混合油は200円、灯油は105円、電気は1w12.1円で計算しています。ちなみに軽油は昨年117円で計算しており、2割程度上がっています。
議長(松村会長)	燃料はだんだん上がり、追いつかないですね。ファームの場合は、課税免除を利用すれば、この単価でもできるのかもしれませんが。
須見委員	先ほどのモアの件ですが、これは絶対今後増えてくると思います。やはり、県に検討するよう要望するといいいですね。来年くらいから基準表にだした方がいいと思います。
事務局	わかりました。福井県農業会議に、モアについても検討していただくよう要望させていただきます。
須見委員	特にソバを耕作するときにはモアは必要になってきます。まちの方はあまり必要ではないかもしれませんが、山の方はどうしても必要になってきますので。
議長(松村会長)	都合が悪いと、モアは年に2回ほどは行わなくてはならないですからね。
須見委員	そうですね。使用回数が多いです。作業比率は高いと思います。
酒井委員	田植機ですが、ガソリン車もディーゼル車も単価は同じでいいんですか。
須見委員	これは何条植えて計算しているのですか。
酒井委員	8条だとディーゼルですし、6条だとガソリンだと思いましたが。



事務局	田植はガソリンで計算しています。機械もガソリン用で計算しています。これは県が単価を出すときに、3者見積りを行って、算出しています。
議長(松村会長)	何条植えですか。
事務局	8条植えです。
議長(松村会長)	機械はディーゼルの方が高いけど油は安いですからね。
牧野委員	機械のオペレーターですが、私たちは、キャビンがあるのとないのとで差を付けています。田植の時期などは大変暑いですから、キャビンがついている方が安くなっています。一番楽なのはキャビン付きのトラクターです。そういったことも考えてはどうでしょうか。
議長(松村会長)	細かく区分していくと、きりがないですし、機械についても、走行距離などの違いもいろいろありますのでね。基本的には30アールの田んぼを作業した場合の基準ということで出していますので、あくまで目安ということです。各団体によって、状況が違うと思いますので、そのあたりは臨機応変にそれぞれで考えていただければと思います。
牧野委員	わかりました。私個人的には、このオペレーターの賃金は高いと思います。1時間2,700円程となっていますが、なかなかこの単価は払えません。
議長(松村会長)	県に合わせて設定しておりますので、勝山市のみ下げるというのも、どうかとも思います。人件費の上昇というのは毎年でできますので、やむを得ないかなとは思いますが。実際に、これに合わせて賃金等を設定している方というのは多くないとは思いますが。その他、ご意見ご質問はありませんか。ないようですので、これより、採決いたします。議案第71号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それは、議案第71号は、原案のとおり承認することに決しました。続きまして、日程第9 議案第72号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定による承認についてを議案とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見ご質問はありませんか。
牧野委員	すでにそういう申し出があったということですか。今回は規定を設けることについて、いいかということでしょう。しかし、今の話だと、話がしてあるというのはどういうことでしょうか。
事務局	了承を得ているというのは、土地所有者についてです。土地の所有者に、再度3年間貸していただけるかということを事前に確認をさせていただいております。もし今回の議案で通ったとしても、現在借りている土地の所有者が、他の人に貸します、ということであると、継続して貸借することができなくなりますので、事前に確認を行ったということでございます。
議長(松村会長)	今年がまた3年間の使用貸借のスタートということですか。
事務局	そうです。開始時期は令和4年4月1日からとなります。そこから3年間の契約です。

議長(松村会長)	いままでの契約が今年の3月31日で切れるのですね。
事務局	そうです。現在の契約は平成31年2月に審議していただいております。
議長(松村会長)	農業委員会の承認を得て、地主の承諾を得て、市民農園の利用者を募集するということですね。管理関係は全て、勝山農業公社にお願いをしているということです。よろしでしょうか。ではその他ご意見ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第72号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それは、議案第72号は、原案のとおり承認することに決しました。 次に、報告事項に入ります。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 その他に入ります。 集約化モデル地区選定について事務局より願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 なかなか勝山市の場合は、山や畔の問題がありますし、平地がたくさんあるような地域ではないので、単に集約化といっても難しいと思います。そういった意味では、先ほどおっしゃっていましたが、だれか一人がたくさん持っていて、そのあと作るものがないんだいう時であれば、それを材料に交換という話ができるかもしれません。そういう時しかできないのかなとも思います。それと、二つの集落で一つの集団を作ることですね。これもなかなか難しい。 みなさんの中でも離れた農地について、違う人に作ってもらうなど、小さな集約を行ってはいれると思いますが、全面的に行うのは難しいという気がしています。だからといって、集約・集積の推進活動をやめる訳にはいきませんので何か考えなければなりません。
吉田委員	集約化について説明をしてください。
事務局	集約と集積について説明します。まず、集積というのは、認定農業者や法人に農地を受け持ってもらうことを言います。受け持ってもらう農地が離れていても、そういった方を中心に農地を受け持ってもらいます。集約は受け持ってもらう農地を集団化することをいいます。認定農業者や法人が受け持つ農地を点在ではなく、連続した農地のかたまりにしておくことです。そうすることで、作業の効率化や水利関係、水管理などもしやくすなることが見込まれます。集約化をすることで農業の効率化が図れるのではないかとということで、国も推進しているところでございます。

吉田委員	例えば、1つの法人が、ある一定の区画の農地をストンと全部やるということですか。そして、その区画の中に、違う耕作者がいれば、それを交換して農地を集団化して、その法人はそのまとまりの農地の範囲を行うということですね。
議長(松村会長)	そうです。ただ、広大な平地であれば、そういったことも可能かもしれませんが、山を担いでいるとか、土手を担いでいるとか、そういった農地は、まとまっても、あまりいりませんよね。なので勝山市では同じ条件の農地というのが少ないので難しいということです。丸岡の平地の場所など、同じ条件のところは交換ということもできるかもしれませんが、勝山では条件がそれぞれ異なります。ですので、農地の交換というよりは、集落の統合という方が勝山市にはいいのではないかとこの推進委員会での話だったということです。
吉田委員	これは農業委員の仕事なのですか。
事務局	そうですね。農地利用最適推進委員さんが主にはなりますが、農業委員さんも農地の集積・集約については、仕事の一部になります。
吉田委員	わかりました。
議長(松村会長)	その他、ご意見、ご質問はありませんか。 ではその他に事務局よりございますか。
事務局	(1・1・1運動及びタブレット返却について説明)
議長(松村会長)	みなさん、その他何かございますか。
高野委員	10年ほど前になるのですが、議案に上がった3条申請が認められなかったということで、現在、その農地は荒れて耕作放棄地になってしまいました。その時の申請者が、その当時、申請が認められなかったことの連絡は受けたが、認められなかったその理由をはっきり言われなかったということでありました。なぜ認められなかったのか、調べてもらえないかと言われまして、そういったことが可能なのか。今年度の農地パトロールでその農地があがっていたのですが、もともとはそこで田んぼをするつもりでいたのに、所有権移転ができなかったのも、そのようになってしまった。原因は何だったのか。10年前のことになるが調べることはできるのでしょうか。
事務局	10年前の資料があるかは分かりませんが、法律自体は変わりませんので、また場所を教えてくださいただければ、その時の条件やその当時の事務局員などに調査して、後日、お伝えさせていただきます。
議長(松村会長)	その他、ご意見、ご質問はありませんか。 最後に、3月定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。
事務局	今回は、3月24日(木)午後1時30分から、開催予定としております。
議長(松村会長)	以上で2月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理が申し上げます。
辻職務代理	閉会の言葉